

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金 募集要領

【募集期間】

令和5年1月20日（金）から令和5年11月30日（木）まで
当日消印有効

- ※ 予算額に達し次第終了します。
- ※ 交付申請書受理後、書類審査を行い、交付（不交付）決定通知書を送付します。交付（不交付）決定の通知は、申請書受領後3週間程度かかることがあります。

【提出先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市商工振興課 宛て

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課 TEL : 0835-25-2147

防府市

1 事業の趣旨

原油価格高騰の影響下で、経費負担の軽減及び環境負荷の軽減のため低燃費タイヤを導入する中小企業者等に対し、導入に必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象）

※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること

- (2) 市税等に滞納がない者
- (3) 防府市暴力団排除条例に該当しない者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者
- (5) 同一の内容で国・地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定を受けていない者

* 同一法人・事業者での応募は、1申請に限ります。

親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

3 補助対象事業

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、補助対象要件の全てを満たす事業が対象となります。

- (1) 一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを購入する事業であること

(2) 上記(1)と同等の性能を有すると認められるタイヤを購入する事業であること

※(2)に該当する場合は、別紙の「低燃費タイヤ一覧」をご確認ください。

「低燃費タイヤ一覧」にない型式については、商工振興課にお問合せください。

※ 更生(リトレッド・再生)タイヤは対象になりません。

< 補助対象要件 >

① 導入するタイヤは、未使用品であること

② 防府市に事業所を有する法人又は個人事業主から購入するものであること

※サブスクリプションサービスを利用中の方は、事前に商工振興課までお問合わせください。

【低燃費タイヤ統一マーク】



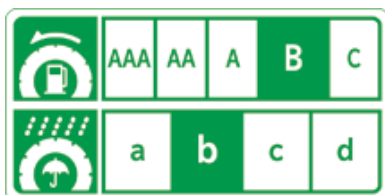
一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度により、「転がり抵抗性能」の等級が A 以上で、「ウェットグリップ性能」の等級が a~d の範囲内にあるタイヤに「低燃費タイヤ統一マーク」が表示されます。

< 補助対象となる例 >



この表示のあるタイヤは、転がり抵抗性能が AA グレード、ウェットグリップ性能が c グレードであり、更に、低燃費タイヤであることを示します。

< 補助対象とならない例 >



この表示のあるタイヤは、転がり抵抗性能が B グレード、ウェットグリップ性能が b グレードであることを示します。

※各種マークについて



転がり抵抗性能を示すマーク

ウェットグリップ性能を示すマーク

4 補助対象車両

補助対象者が事業の用に供するものであって、次の全てを満たす車両が対象となります。

- (1) 防府市内に本店がある補助対象者が使用する車両又は補助対象者が使用し、自動車検査証において使用の本拠の位置が防府市内である車両
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ア 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用であること
 - イ 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車であること
 - ウ 補助対象者が3ヵ月以上使用しており、1年あたり20,000km以上走行することが見込まれる車両

【参考】自動車検査証での確認内容

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
品川 333 へ 4949		平成 20年 10月 31日	平成 20年 10月	普通乗車 ②	乗用 ③	自家用 ①	箱型	[001]
ケンサ		[999]	5人	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重
AB100-654321			475cm	175cm	139cm	720kg		590kg
UA-AB100		CDE	1.98L	ガソリン		12345		0001
所有者の氏名又は名称		運輸リース株式会社						
所有者の住所		東京都千代田区霞ヶ関2-1-3						
使用者の氏名又は名称		国土交通省 ④						
使用者の住所		東京都中央区築地2-11-17						
使用の本拠の位置		*** ⑤						
有効期間の満了する日		平成 23年 10月 30日 ⑥						
備考		[品川]、新規登録 自動車重量税額 ¥56,700 10年アイドル相制車						

主な確認項目	チェックポイント
① 自家用・事業用の別	「事業用」と「自家用」で提出書類が異なります。詳しくは「9 申請手続」をご覧ください。
② 自動車の種別	「軽自動車」の場合、車両区分は「軽自動車」になります。
③ 用途	「乗用」の場合、車両区分は「乗用自動車」になります。

	「乗用」以外の場合、車両区分は「貨物自動車等」になります。
④ 使用者の氏名又は名称	補助申請者が使用者となっていること
⑤ 使用の本拠の位置	本社の所在地が防府市外である場合は、防府市内となっていること
⑥ 有効期間の満了する日	申請日時点で有効であること

5 補助対象期間

令和4年4月28日(木)から令和5年11月30日(木)まで

※ 補助対象期間内に契約・発注・支払まで完了した上で、申請を行ってください。

6 補助対象経費

補助対象経費は、以下全てを満たす経費とします。

(1) 低燃費タイヤの購入経費

(2) 令和4年4月28日から令和5年11月30日までの期間に購入・支払を行ったことが確認できる経費

※ 根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等事実が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

<補助対象外経費>

次に掲げるものは、補助対象となりませんので、ご注意ください。

- 中古品のタイヤの購入経費
- 低燃費タイヤの装着費 ■ 既存タイヤの処分等経費
- 更生（リトレッド・再生）タイヤの購入経費
- インターネット等、防府市内に事業所のない業者からの購入経費
- 低燃費性能等の効果が不明確なもの
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 本事業との関連が認められない経費
- 対象車両のタイヤの本数以上の購入経費
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 消費税及び地方消費税 ■ 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払

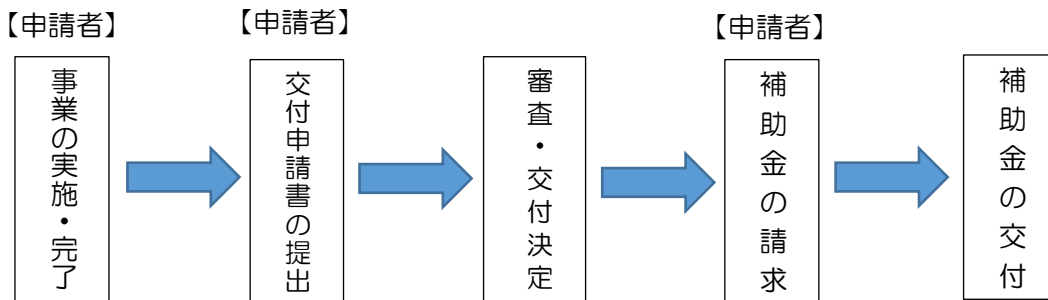
7 補助金額

	車両区分	タイヤ1本あたり 補助金額	1事業者あたり 補助上限額
①	軽自動車	2,000円	200,000円
②	乗用自動車	5,000円	
③	貨物自動車等	10,000円	

※ タイヤ1本あたりの購入経費が補助金額を下回る場合は、購入経費を補助します。

※ 補助対象経費に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

8 スケジュール



9 申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

(1) 提出書類

【共通】

- ① 交付申請書（第1-1号様式）
- ② 申請内容確認書（別紙1-1）
- ③ 誓約書（別紙2）
- ④ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

※ 課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後2週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

- ⑤ 対象車両全ての自動車検査証の写し
- ⑥ 対象車両全ての写真（ナンバープレートと補助対象期間内に購入し

たタイヤの本数が確認できる写真)

- ⑦ <法人の場合> 直近の確定申告書別表一・別表二の写し
(新規法人の場合は、法人設立届の写し)
- <個人の場合> 直近の確定申告書第一表の写し
(創業者の場合は、開業届の写し等)

※ 確定申告書の写しについては、受付印のあるもの。もしくは国税庁が確定申告書のデータを受け付けたことを確認できる書類の添付が必要です。

- ⑧ 直近の決算書
 - <法人の場合> 直近の決算の貸借対照表・損益計算書
 - <個人の場合> 直近の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書
- ⑨ 納品内容等を確認できる書類(納品書・作業報告書等の写し)
- ⑩ 経費の内訳及び支払いを確認できる書類(領収書等の写し)
- ⑪ 商品のカタログ等の写し(低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを購入した場合)

【該当者のみ】・・・自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用の場合

自動車運転代行業を営む事業者

- ⑫ 運転代行業保険又は共済証書の写し

個人事業主で、自動車運転代行業以外の事業を営む事業者

- ⑬ 確定申告書の「減価償却費の計算」の写し

(2) 受付期間

令和5年1月20日(金)から令和5年11月30日(木)まで

【当日消印有効】

(3) 申請方法

郵送により防府市商工振興課へ提出

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※ 「低燃費タイヤ導入支援事業補助金申請書在中」とご記載ください。

10 審査及び結果の通知

審査は随時行います。審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日発送します。

※ 申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

11 補助金の支払い

防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金交付決定通知書が届きましたら、防府市低燃費タイヤ導入支援事業補助金請求書（第7号様式）及び補助金振込先の口座番号・名義を確認できる書類（通帳等の写し）を提出してください。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市産業振興部商工振興課 宛て
--

12 注意事項

- (1) 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 補助対象になるか懸念がある場合は、購入前に商工振興課までお問合せください。
- (4) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (6) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (7) 取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を行ってください。

【問合せ先】

防府市産業振興部商工振興課

TEL：0835-25-2147

1.3 「CO₂削減ほうふ市民運動」賛同事業所登録について

防府市では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「CO₂削減ほうふ市民運動」に賛同し、クールビズ、緑のカーテンなど一緒に取り組んでいただける事業所を募集しています。

登録はこちらから



CO₂削減ほうふ市民運動賛同事業所の登録をされていない事業者については、ご協力をお願いします。

